

令和6年度

決算の公表

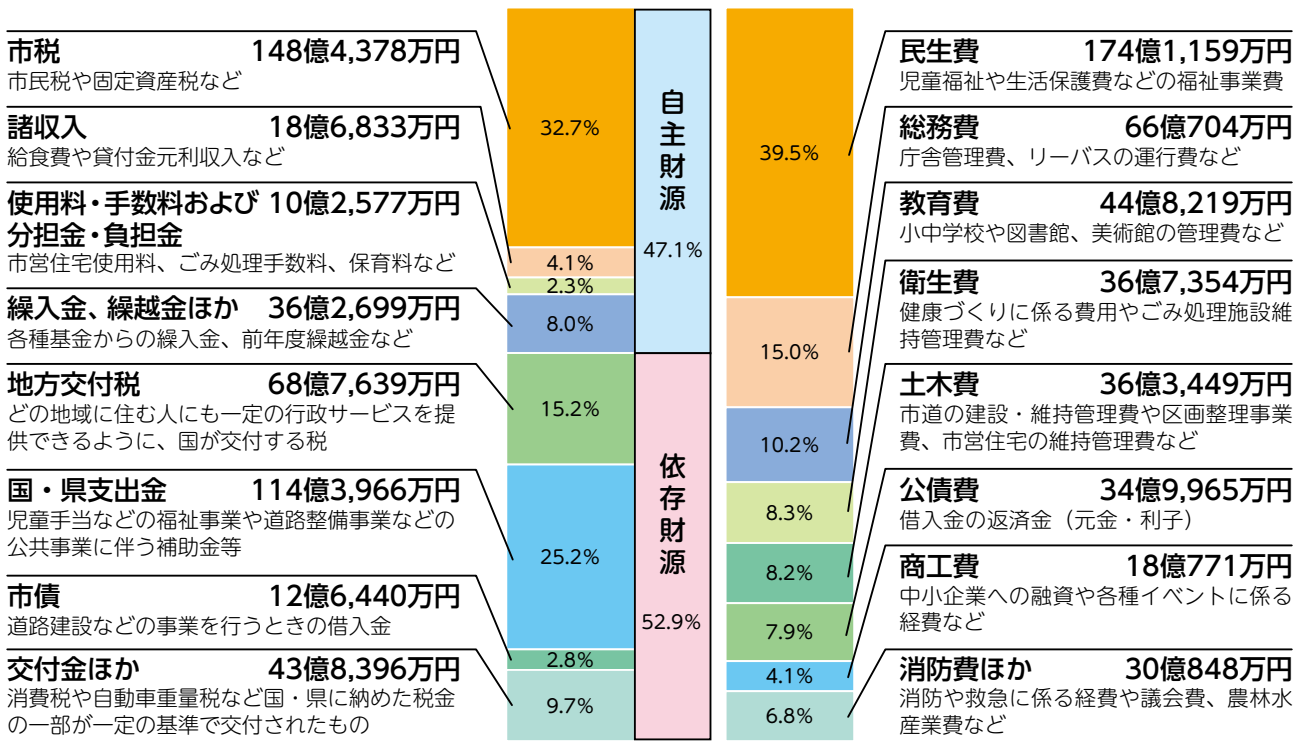
財政課財政係 ☎(63)2151

令和6年度の市の決算を公表します。毎年、市では市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などが、いくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせしています。

令和6年度 一般会計の決算

歳入 合計453億2,928万円

歳出 合計441億2,469万円



市民1人当たりが負担した市税
160,597円

市民1人当たりに使われたお金
477,390円

水源地域振興拠点施設やごみ処理施設整備の完了に伴い歳出全体としては減額でしたが、物価高騰緊急支援給金給付事業等により民生費の割合が増加し、引き続き高い水準となりました。歳出総額は前年度と比較すると約3.8%の減となりました。

歳出決算の特徴

またごみ処理施設整備事業の完了に伴い、市債の借入額が大幅な減額になりました。歳入総額は前年度と比較すると約4.6%の減となりました。

歳入決算の特徴

定額減税の影響もあり、市税収入は前年比1.4%減となりましたが、地方交付税や地方特例交付金が増額となりました。

決算規模

前年度と比較して歳入は4.6%の減で、歳出は3.8%の減となりました。水源地域振興拠点施設整備事業の完了に伴う減額が主な理由です。令和7年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は10億2,280万円です。



都市計画道路
整備事業費
2億1,676万円



体育施設
整備事業費
3億3,159万円



物価高騰対策
関連経費
15億8,646万円

主な
お金の
使い
みち

特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会 計 名	歳 入	歳 出
国 民 健 康 保 険	100億2,142万円	96億6,780万円
公設地方卸売市場事業費	1,195万円	1,083万円
介 護 保 険	88億62万円	85億4,845万円
後 期 高 齢 者 医 療	14億7,520万円	14億5,805万円
粕 尾 財 産 区 管 理 会	19万円	10万円
清 洲 財 産 区 管 理 会	133万円	122万円
合 計	203億1,071万円 (前年比 +0.60%)	196億8,645万円 (前年比 +1.87%)

上下水道事業会計の決算

地方公営企業法の適用を受け、民間企業と同様の会計方式をとっています。

【水道事業会計】

給 水 人 口	84,922人
収益的収支 (維持管理費)	収入 16億3,090万円 支出 13億7,278万円
資本的収支 (設備投資費)	収入 12億7,945万円 支出 21億5,838万円

【下水道事業会計】

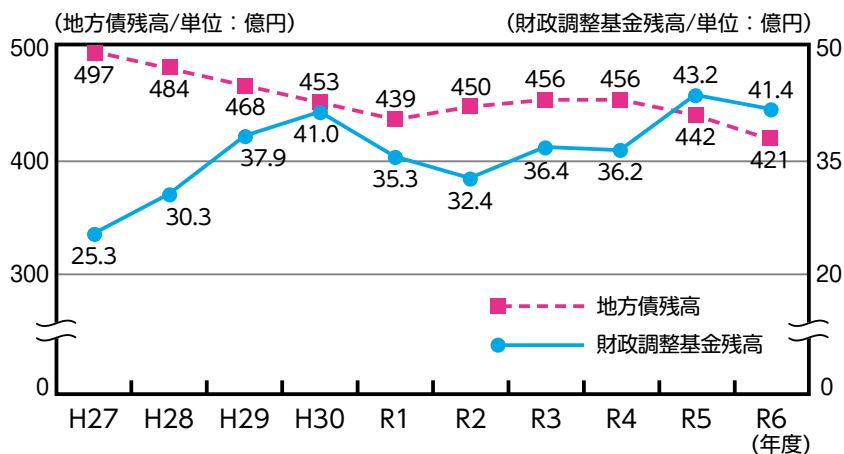
接 続 人 口	62,204人
収益的収支 (維持管理費)	収入 25億4,159万円 支出 22億3,912万円
資本的収支 (設備投資費)	収入 6億9,510万円 支出 15億9,048万円

市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債(一般会計・公営企業会計を含めた借金)と財政調整基金(預貯金)の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※ 財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に切り崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



健全化判断比率・資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく、令和6年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです。前年度と比較すると実質公債費比率が増加しました。

(単位: %)

	鹿 沼 市 の 比 率	早 期 健 全 化 基 準 (注2) (⑤は経営健全化基準)
①実質赤字比率 市の一般会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	黒字のため、 該当しません。(－)	12.15 (12.18)
②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。		17.15 (17.18)
③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	3.0 (2.3)	25.0 (25.0)
④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	実質的な負債がないため、 該当しません。(－)	350.0 (350.0)
⑤資金不足比率 公営企業(注1)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。	黒字のため、 該当しません。(－)	20.0 (20.0)

(注1) 公営企業とは、本市の場合、水道事業、下水道事業、公設地方卸売市場事業です。

※()は令和5年度決算における数値

(注2) 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。